The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	規範的社会学の基本枠組 : 秩序問題の価値論的解釈を通して
Author(s)	轟, 亮
Citation	年報人間科学. 1996, 17, p. 67-84
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/3638
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

規範的社会学の基本枠組

——秩序問題の価値論的解釈を通して——

轟　亮

（要旨）

本稿の目的は、社会学における規範科学的な研究、すなわち規範的社会学を構想することにある。まず規範科学を定義し、そして、社会学における秩序問題が、経験論的な問題として重要であるだけでなく、正義論的または価値論的な課題として解釈されるときにも有効な学問的意義をもつこと、この視点を採用するなら、規範的社会学の学問的営為が価値論的秩序問題の考察という形で既に積極的に取り組まれていることを示す。

秩序問題は個人と社会の関連の形式を端的に表現するテーマとして、社会学の歴史のなかで常に注目されてきた。近年は数理的方法が用いられることで、他の諸問題と同様に一層の論理的な厳密さをもって定式化され、分析がなされている。特に合理的選択理論と社会的選択理論は、秩序や制度の生成を説明する可能性をもつとの予想のもとに、盛んに用いられている。しかしながらこれらの理論の実証的理論としての意義に対して、ある意味で根底的な方法論上の批判が存在しており、その批判に対して今のところ返答がなされているように思えない。

本稿では、合理的選択理論や社会的選択理論の基本的発想をもとにした秩序問題の研究が、経験論的にみるなら難点を孕んでいることを認めるものの、価値論的に解釈するとき社会理論として非常に重要な有効性をもつことを主張し、さらにはこの論証を通して、規範的社会学の中心問題を明確にすることができると考える。

キーワード

規範科学

秩序問題

価値論

合理的選択理論

社会的選択理論

1　規範科学と価値研究

本稿は、社会学における規範科学的な研究、すなわち規範的社会学を構想することをねらいとしている。規範科学（normative science）は、かなり多様に用いられているが一般には、社会政策学や政策科学、あるいは規範的命題を対象とする科学を指していると考えられる。社会政策学や政策科学は主として、ある価値基準を与件として社会状態を評価し、またその基準において上位に順序づけられる社会状態を現実に実現する手段を明らかにすることを目的としている。[1] これに対して規範的命題を対象とするという意味での規範科学は、規範的命題を形式科学的に分析することを指している。規範的命題とは、「盗むべからず」「等しいものは等しく扱うべきだ」「人は自らの意思のみに従い自由に行為してよい」などという種類の命題である。そのような規範的主張の背景には、ある一定の条件を満たす行為や社会状態がそうでない行為や社会状態よりよい、という価値判断が存在している。また形式科学とは経験科学に対置されるものであり、数学や論理学などに典型的な形式論理によって命題を表現し考察する科学であり、命題の妥当性を論理整合性によって判定するものである。論理的に矛盾する二つの命題を同時に政策目標として設定することはできないと考えられるから、後者の意味での規範科学は、前者に比してより原理的な考察であると言えるだろう。本稿では、特に後者の、つまり規範的命題を形式科学的に分析するという意味での規範科学に注目する。

経験的な社会科学においては、現実社会に存在する多様な規範そのものや、複数の規範間の対立状況、規範が社会状態を現出している過程などをていねいに記述することを重要な課題として取り組んできた。例えば規範の生成に関する経験的なモデルを構成することもその種の課題に含まれるだろう。しかし、規範的命題を対象とする形式科学も社会科学において重要な意義をもつと考えられていることを見落としてはならない。

塩野谷祐一は、規範的経済学を構想し、その内容が「価値研究」であるとしている。[2] ここでいう価値とは、自由、平等、善、正義などの哲学的な理念を指しており、（1）ある価値が実際に手段によって実現可能かどうか、（2）ある価値が何を意味しているのか、という価値に関する二つの問題を科学的に議論することができるとする。（1）は目的・手段の適合性を評価する問題であり、本稿の先の分類では社会政策学の課題にあたるものと考えられる。（2）は価値理念の構造を解明するという問題、価値理念の構造分析であり、塩野谷によればこれが価値研究の主要な課題である。価値理念の構造分析が合理的手続に従って行われることつまり演繹的推論の過程からなることで科学的なものになると想定されていることから、これが本稿の先の分類における、規範的な命題を対象とした形式科学と同様のものを意図していることは明らかである。

さらにまた、現代アメリカの経済学者ケネス・J・アローは、「個人の欲望を集計する仕方に関する基本的価値判断が与えられた場合、

経済学者はその価値判断を満足するような社会的選択の機構を調べ、さらに別の価値判断と矛盾しないかどうかを見るために、その機構がもたらす帰結を吟味すべきである。特にそれらの価値判断が互いに矛盾しないか否かの問題を尋ねるべきである。すなわち、それらの価値判断を実際に満足するような社会的選択の機構は存在するのか？」[3]と述べて、彼の創始した社会的選択理論の基本的問いの所在を示している。社会的選択理論とは、一組の個人的判断から社会的決定を行なう手続においていくつかの条件を満足するものを構成することが形式的に可能か、を問う研究分野であり、そのねらいが社会的な決定制度に要請される価値理念の構造分析を行なうところにあると理解することができる。

以上から規範科学の基礎的課題が価値理念の構造分析であり、それは、(1) ある特定の価値理念を背景とする規範的命題の論理的な成立可能性を検討し、その成立条件を明らかにすること、(2) 複数の規範的命題間の論理的整合性を考察すること、から成っていると考えることができる。論理的に成立不可能な価値は政策目標として設定され得ないから、可能性問題を扱うことで、価値理念の構造分析は社会政策学や政策科学の原理論となる。(1)、(2) の問題に加えてさらに、(3) 正当化条件に関するメタ倫理学的な考察、を含めなければならない。いかなる条件が存在した場合価値理念を正当なものとすることができるのかについて、確定された解答をわれわれがもたない以上、この問いについても考察していく必要があると言える。

このように研究領域を確定すると、規範科学が規範的倫理学、法哲学、政治哲学、道徳哲学などとかなり近接していることに気づく。社会科学のなかでも経済学は、そもそも経済理論の哲学的基礎が道徳哲学の一つの流れである古典的功利主義の中に見いだされるように、規範科学への志向性が常に存在していた。社会学においても同様に、規範科学上の研究、すなわち規範社会学（normative sociology）を構想することができないだろうか。次節以下では、社会学の最も重要な課題の一つである秩序問題の考察が規範的社会学の領域において最も適切に位置づけられうる研究であること、したがって規範科学上の研究が既に社会学理論のなかでにおいて積極的に展開されていることを指摘する。

2　秩序問題の構造

2・1　ホッブズ＝パーソンズの問題設定

はじめに、秩序問題がどのような課題として社会学の中で問われはじめたのかを明確にしておこう。秩序問題が理論社会学の重要なテーマとして明確に認識されはじめたのは、タルコット・パーソンズが行為理論の歴史的な展開を整理する中で示した、「ホッブズと秩序の問題」と呼ばれる定式化[4]以来のことであろう。パーソンズは、一七世紀以降社会思想の「中心的課題は、権威的統制から自由な個人の領域が国家の強制的権威に対して特定の形態をとった場合に、その社会の秩序〔維持〕の基盤はどこに求められるのか」にあった、

と述べる。[5] この課題に取り組み、近代思想の出発点となったと言えるのが、ホッブズである。ホッブズが秩序の問題に与えた解答は、ホッブズの設定する本性（ある種類の情念と理性）をもった複数の人間が「平和」という秩序を成立させるためには、社会契約によって絶対的な権力（国家）を確立しなければならない、というものである。

パーソンズによれば、ホッブズの設定したこの問題は、ホッブズの思想の底に流れておりその後の社会理論の基底をなした「功利主義」的思想の経験的な困難を最も根本的に構成していたにもかかわらず、「無視され、暗黙の仮定によって隠蔽された」[6]。社会理論の功利主義的体系とは、原子論、合理性、経験主義、目的のランダム性によって特徴づけられるもので、効用に関する近代経済学の学説のなかに最も顕著に現れているものである。[7] パーソンズは、このような功利主義的理論が、秩序問題に対して正しい解決を与えていない、とみなす。すなわち人々の欲求する事物の稀少性を前提とした場合、功利主義的な社会では合理性の基準に従ってすべての人間が互いに他者に対する権力を直接の目的として欲し、追求することとなり、暴力と欺瞞の行使に対する制約が欠けているためにおのずから権力を求める無制限な闘争を結果せざるを得ない、とするのである。[8]

功利主義的理論に対してこのような立場を取るパーソンズ自身は、ホッブズの問題に次のような解決を与える。すなわち、人々が規範を行為の要素としてもっているため、秩序が成立しているのだ、という解決である。規範的要素は彼の「主意主義的行為理論」の単位概念である。[9] しかしながら、パーソンズの解決法は、イデオロギー的な保守性、秩序概念の曖昧さ、論点先取り、などの批判が投げかけられ、理論的に望ましくない解答の典型例とみなされることも多い。重要なのは、いかなる意味においてこの解答が不適切なのか、という点にある。[10]

2・2　囚人のジレンマ

近年秩序の問題は数理社会学の領域において、合理的選択理論の考え方をもとに、論理的により厳密な形で考察が行われている。そこではしばしば、ホッブズの問題はつぎのように解釈されている。「個人は生来的に自由である。したがって〈自然状態〉では各人は論理的・物理的に可能な全ての行為が選択できる。しかし、このことは、権力をめぐる闘争を引き起こす。したがって、社会秩序を保証するためには、自由を（各人の行動可能性の一部を放棄することによって）適切な形に制約する必要がある。しかもこうした自由の制約は自発的な合意に基づいて行なわなければならない。では、自由で合理的な個人が合意を形成することは可能なのか」。[11]「自由で合理的な個人」の相互行為によって、社会秩序が可能かという問題は、特に方法論的個人主義の立場にたって社会秩序や社会制度の説明を行なう研究方針をもつ社会学者にとって、是非とも解答を与えなければならない重要性をもっている。

ホッブズの秩序の問題は、ゲーム理論における「囚人のジレンマ」

の状況によってフォーマライズされると考えられている。簡単に説明しておこう（以下表1を参照のこと）。

表1.「囚人ジレンマ」状況

	2 C_2	D_2
1 C_1	x (C_1, C_2)	y (C_1, D_2)
D_1	z (D_1, C_2)	w (D_1, D_2)

二人の個人、1、2が存在している。それぞれ選択肢として C_1, D_1 および C_2, D_2 をもっており、どちらか一方を自ら選択することが認められているとする。社会状態 x, y, z, w のいずれが実現するかは個人1、2の選択によってだけ決定されるとする。このことは、C_1, D_1, C_2, D_2 が行動の選択肢であるとき、社会状態は個人が選択した行動の組として表現されることを意味している。二人は社会状態の望ましさについて、それぞれ選好をもっているとする。個人1の選好は望ましい順に $z\ x\ w\ y$ であり、個人2の選好は望ましい順に $y\ x\ w\ z$ であるとしよう。

非協力ゲームの理論によれば、二人は次のように行動選択するのが合理的である。個人1は D_1 を選択する。なぜなら、彼は次のように考えるからである。まず、相手が C_2 をとると仮定する。このとき個人1には社会状態 x か z のいずれかを実現するという決定権があるといえるだろう。個人1は x より z を選好するから、D_1 を選択するだろう。また、相手が C_2 をとると仮定する。個人1には社会状態 y か w のいずれかを実現する権利が存在する。個人1は y より w を選好するから、この場合も D_1 を選択するだろう。このように、相手の選択にかかわらずに自分の選択が決まることを支配戦略があるといい、今の場合、個人1の支配戦略は D_1 を常に選択することである。すなわち個人2がどのような選択を行おうとも、個人1は D_1 をとることが合理的である。同様に個人2にとっては D_2 を常に選択することが支配戦略となる。よって、1、2はそれぞれ常に D_1、D_2 を選択し、その結果社会状態 w が実現する。

ところが、この支配戦略均衡 w は、二人にとって相対的に望ましくない状態である。実は両者がともに社会状態 x を w よりも望ましいと思っている。二人の間に話し合いがもたれ、行動選択に何らかの制限を行なう合意がなされて、彼らがその合意に間違いなく従うなら、つまり二人の間で協力がなされるなら、両者にとって w よりよい社会状態 x が実現できるはずなのだけれども。

このように囚人のジレンマは、必要充足のための協力関係が自生的に（個別決定的に）編成されない状況である。社会学者はこれを秩序問題の定式の一つとみなし、状態 $x=(C_1, C_2)$ を秩序ある状態、

何らかの社会的合意や規範の成立している状態と解釈し、それがいかなる条件のもとで実現されるかについて、またその社会学的な含意について研究を進めている。[12]

2・3　民主制の不可能性定理

ホッブズの秩序の問題のフォーマライゼーションとしては囚人のジレンマが知られているが、あらゆる種類の秩序と秩序の問題がこれによって表現されるわけではない。どのようなことを秩序とみなすのか、という秩序概念の定義は多様であるが、ある制度が成立している、ということを秩序ある社会状態として捉えることには無理がないであろう。ここで第二の例として、人々の判断の社会的な集計過程を研究する分野である社会的選択理論の成果を、秩序の問題を表現するものとして解釈してみよう。

アローが証明した「民主制の不可能性定理」とは次のようなものである（図1を参照のこと）。まず、諸個人の判断を集計して社会的な判断を導くための社会的決定制度一般を表現するものとして、社会的厚生関数という抽象的な概念を設定する。その上で、民主的な決定制度であるための必要条件を社会的厚生関数に課す。その条件とは、（一）選好の無制約性、（二）全員一致性、（三）無関係選択対象からの独立性、（四）非独裁性という四条件である。アローが証明したのは、これらの条件をすべて満足する社会的厚生関数が存在しない、つまりいかなる社会的決定もこの四条件を同時には満さないことであった。

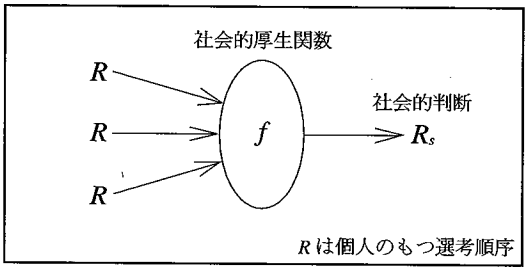

図1　制度としての社会的厚生関数

紙幅の関係上、定義に従った数式を記載することができないが、[13]四つの条件について簡単に解説しておこう。

選好の無制約性とは、いかなる順序[14]の組が与えられても、社会的判断を導かなければならない、つまり、どのような選好の布置状況に対しても社会的順序が定まることを要請するものである。これは、社会的決定において、人々がすべての選択肢に対しどのような選好を表明してもよいと認めることを意味する。人々の目的のランダム性とよんでもよいであろう。人々の多様な意思を認める、思想・信条の自由とその表明を保証する条件である。

全員一致性とは、「もし、任意の選択肢間について、全ての個人が一方を同等かそれ以上によいものとするとき、社会的判断はその

順序を部分として含んでいなければならない」という条件である。決定に参加する人々のすべてが「x より y がよい」としたとき、社会的決定もこのことに従っていなければならないことを意味している。アローはこの条件を「市民主権の条件」と呼んだ。[15] 例えば、慣習による支配や、植民地や被占領国に見られる外的支配におけるタブーを排して、その決定に参加する人々の意思だけが尊重されるという条件である。

無関係選択対象からの独立性とは、選択肢に関する部分的な情報から部分的な決定を行ない、社会的判断の推移性から部分的決定を合成することで社会的判断のすべてを導くことを可能にする条件である。この条件を否定すると、どのような選択肢の範囲を考慮するかによって、得られる社会的順序が全く逆になってしまうことも認めてしまうことになる。この条件は、われわれが選択肢の範囲を限定し、ものごとを分析的にとらえることを許すことを意味している。

非独裁性とは、決定に参加している人々の中で、ただひとりの選好順序が他の人々の選好の如何に関わらず常に社会的順序として採用されることがあってはならないということである。

参加者が二人以上で、選択肢が三つ以上ある場合、いかなる決定制度もこの四条件を同時に満たすことがない、というのが、民主制の不可能性定理であり、数学的に厳密なかたちで証明されている。この定理は、諸個人が自らのもつ真の選好をそのまま表明するときに、個人主義的な制度としての一定の条件と、決定制度そのものとして望ましい条件とを同時に満たす制度が論理的には成立し得ないことを示しているといえるだろう。制度として望ましい条件とは、いかなる個人選好の布置状況に対しても社会的決定を下せるということや、社会的決定が選択肢を常に一意に順序づけることなどである。この定理以後、社会的決定に関する研究が進展し、四条件の緩和・修正・変更による社会的決定方式の存在性に関する研究が行なわれている。[16] この定理の社会学的意味について志田基与師は、アローの四条件が近代的制度に要請される普遍的基準であること、それゆえ民主制の不可能性定理は「近代社会の成立根拠そのものに対する懐疑」を意味し、個人主義的な社会理論の展望を切り開くものであることを指摘している。[17]

3　秩序問題の解釈

3・1　パーソンズの解法の検討

秩序問題に密接に関連している以上の研究について、その理論がいかなる目的をもって提示されたのかという観点からその意義を確認することは極めて重要である。

まずパーソンズの規範解は、どのような意味で不適切な解答なのだろう。規範によっては秩序が成立しない、逆に規範がなくとも秩序は成立する、合理的な個人と規範の内面化は矛盾する、規範の内面化は道徳的に望ましくない、規範の成立過程が示されていないなど、様々な批判が現にあるし想定もできるが、それらの批判が的を射たものかどうかは、その理論がいかなる目的を達成するために提

示されたか、にかかっている。理論の目的には、（1）**実証**：現実に存在する秩序ある社会状態を説明すること、（2）**経験的一般モデル化**：より一般化して、経験的対応物が必ずしも明確ではないけれども、理論的には存在しうる秩序を説明すること、（3）**規範的モデル化**：経験的対応物とは一線を画して、ある価値基準から見て「よい」秩序を説明すること、の三つをとりあえず想定することができるだろう。これらのうちのいずれにあたるのかが極めて重要である。

秩序問題に触れたパーソンズの主な目的は、近代的な経済秩序の特徴を解釈した四人の学者の所説から、「社会についての経験的解釈上の革命、これと密接に関連しながら、理論体系の構造にも同じような根本的変化が事実上生じた」[18]ことを検証すること、すなわち、行為の主意主義的な理論が、第一に行為理論の実証主義的体系から、特に功利主義的体系から、第二に理想主義的体系から、移行過程をたどって形成されたことを示すことにあった。その移行の要因の極めて重要な要素が、研究者の「事実の正しい観察と解釈」[19]にあるとしていることから、パーソンズの規範概念は、現実に存在する秩序の説明のために用いられたと考えるべきであろう。

社会には規範が存在していて、ある場合には人々がそれに従って行為していることは、明白である。パーソンズの理論の目的が、（1）実証であったとするなら、規範が秩序をもたらした、という命題は一定の妥当性を有していると考えられる。いかなる規範がそのケースでどのように働いたのか、という具体的な記述がその際の課題となるだろう。

しかし、パーソンズがより一般的に、いかなる秩序の成立に関しても規範が働いている、と主張しているのなら、従って（2）経験的一般モデル化を目的としているのなら、彼はより多くの理論的装置を用意しておくべきであっただろう。まず、いかなる秩序の成立に対しても「そこにそのような規範があったからだ」という説明を与えることでトートロジーに陥ってしまうことを避けるため、秩序とはある程度の概念的な距離をもっている規範概念を設定しなければならない。さらにその規範の作動過程をモデル化し、モデル上で規範の秩序に対する必要性や十分性を考察すべきであった。これらがこの場合のパーソンズの課題であったはずなのだが、パーソンズが行なったように規範を諸個人の目的のランダム性を解消するものとして定義するならば、そもそも秩序の問題が設定し得ないことになってしまうのである。

規範による解答がよい秩序、よい社会状態を描いてはいない、という批判は、（3）規範的モデル化の意味でパーソンズの理論を捉えている。この場合には、いかなる価値理念と規範による解答が抵触するのか、本当に論理的に矛盾しているのか、批判者の側が示さなければならない。例えば、規範による解答はあるイデオロギーのあらわれである、という批判は、批判者の側でそのイデオロギーとは何であるのか、なにゆえ悪いのか、さらに規範による解答が事実そのイデオロギーの表明であることを示さなければ、正当な批判とはなり得ない。

最後に、しばしば「パーソンズの解答は個人主義的ではない」という批判が起こるが、これは理論の目的を、(2) 経験的一般モデル化または (3) 規範的モデル化と捉えているものと考えられる。(2) の場合、批判は方法論的個人主義の徹底を意味していると思われ、純理論的な仮定の単純性やエレガントである程度が理論の評価の基準となっている。その際、いかなる概念までが個人主義的なものとみなし得るのかが重要となるが、測定の難しい「個人主義度」のようなもので理論の優劣を決めることは、突き詰めたところで困難に直面するのではないだろうか。むしろ個人主義的仮定を保持することが求められる理由は、(3) の意味での理論への要請、つまり、個人主義的な価値（内面の自由や行動の自由の許容など）を満たした秩序の成立を要請していることに基づいている、と解釈するのが自然のように思われる。[20]

パーソンズがいかなる理論上の目的をもって規範による解答を提示したのか、決定的ではない故に、批判者と擁護者との議論はかみ合いにくいものとなる。そこで、現在展開されている合理的選択理論に基づく秩序の研究に関して議論を移すことにしよう。

3・2　合理的選択理論の秩序問題の考察への批判点

理論の目的との関連で、合理的選択理論の秩序問題の取り扱いを検討する。

まず、合理的選択理論の基本構造は次のとおりであると思われる。[21]

(a) 行為者

行為者の集合: $N=\{1, 2, \cdots, i, \cdots, n\}$

(b) 各行為者は、実現可能な行動選択肢集合を有する。

個人 i の行動選択肢集合: $S_i=\{a_i, b_i, \cdots\}$

よって、実現可能な社会状態の集合:

$$X=\{x, y, \cdots, z\}=\prod_{i=1}^{n} S_i$$

(c) 行為者は社会状態に主観的な選好を持っている。

X に含まれる任意の社会状態に順序数を与える関数: r_i

(d) 行為者は、他者の行動選択肢、他者の行動パターンを予想した上で、実現可能な社会状態の集合を限定する。

限定を行なう関数: $g_i(g_i(X)\subseteq X)$

(e) 行為者は、限定された社会状態について、選好を表現する値から何らかの操作で構成された値[22]を最大化する行動選択肢を選択する（合理的選択）。

選好を表現する値から何らかの値を構成する関数: h_i

合理的選択関数: c_i

$$c_i=max\,(h_i(r_i(g_i(X))))$$

$$a_i=c_i(S_i)$$

このとき実現する社会状態: $x_c=(a_1, a_2, \cdots, a_i, \cdots, a_n)$

(f) 集合的帰結と最適性の矛盾の問題。ある x_c には、選好を表現する値がすべての行為者について同等か、より大きくなる社会状態が存在する。

$$\exists x : (\forall i : r_i(x)\leq r_i(x_c)) \wedge (\exists i : r_i(x)<r_i(x_c))$$

前節の囚人のジレンマ状況は、この基本構造を有している。したがって、本節で検討される合理的選択理論への批判は、囚人のジレンマをめぐる秩序問題の研究に対しても向けられているとみなすことができる。[23]

盛山和夫は、合理的選択理論を秩序と制度の生成の研究を自覚的に担っているものとみなした上で、根底的な考察を行ない、その限界点を指摘している。[24] その批判の焦点は、合理的選択理論の理論としての完結性にある。すなわち、行為者の知識やそれに基づく選好が主観的なものであり、研究者が推定する合理的な知識や選好と必ずしも一致しないということ、そして研究者も行為者が持つべき正しい状況認識としての知識を知り得ない、ということである。

先の基本構造の定式化を用いて、さらに詳しく論点を説明しよう。まず、行為理論としての合理的選択理論の目的は、観測された事実としての行為 a_i を、(S_i, X, c_i) を推定してそこから導出することにある。行為者の主観的な知識と選好である $c_i = h_i \cdot r_i \cdot g_i$ を直接観測することができない以上、そして行為者が自らのおかれている客観的な状況を全く正しくは予想しえない以上、それらは研究者が推定する他ない。そのためにどんな行為についても「それが合理的であった」として $c_i = h_i \cdot r_i \cdot g_i$ を設定する余地が生まれ、経験的な反証ができなくなる可能性が存在することになる。この難点が合理的選択理論を用いた秩序の説明に当然影響を与える。制度的な前提をおかないという意味での個人主義的な理論として合理的選択理論を用い、秩序ある社会状態を説明しようとする場合には、行為者の主観的な知識と選好が説明項となるが、それらが客観的に正しい認識であるとか、研究者が推定する行為者の知識と完全に一致するといった意味で「合理的である」とは、限らない。つまり、合理的には説明されていない行為者の知識を説明項として説明を行なわなければならず、合理的選択理論は理論として完結しないことになる。以上を盛山は合理的選択理論の限界として指摘するのである。

明らかにこの批判は、理論の目的を経験的なものと想定して行われている。本稿3・1の分類では、(1) 実証：現実に存在する秩序を説明すること、にあたるだろう。確かにこの目的での合理的選択理論には指摘されている限界があると思われる。しかし、ここで批判の対象とされていない、(2) 経験的一般モデル化：より一般化して、経験的対応物が必ずしも明確ではないけれども、理論的には存在しうる秩序を説明すること、そして、(3) 規範的モデル化：経験的対応物とは一線を画して、ある価値基準から見て「よい」秩序を説明すること、に関しても合理的選択理論は根底的な限界を有していると言えるのだろうか。

秩序問題の囚人のジレンマ状況による定式化は、個別事象の説明としてというより、(2) 経験的一般モデル化、すなわち純理論として解釈するのが自然である。これはパーソンズのいう功利主義的理論が直面する難点を、最も端的にしかも数理的に表現している一般的、抽象的モデルであった。言うまでもなくモデルとは現実にあるものを、理解しやすくするためにつくられた抽象物であり、モデル内の世界ではモデル作成者としての研究者は客観的に正しい状況

認識を当然有しているし、行為者がモデルの構造をすべて理解していると仮定しても一向におかしくない。さらに、研究者の関心に従って、行為者の知識をどのように限定してもよいのである。[25] しかしながらやはり、このモデルを経験的対応物の説明に用いようとするなら、上で指摘された難点に直面することになる。あるいは、一般モデルをそのまま適応できるような、かなり特殊な経験的対応物を発見して、モデルを経験的に例証しようという、帰納法とは逆の作業を研究者はしなければならないことになる。

ここで同じモデルを、(3) 規範的一般モデルとして理解してはどうだろうか。囚人のジレンマ状況が研究者の関心を誘うのは、各行為者が自分のおかれている状況を正確に把握し、自己の利益を最大化してよいというある意味で理想的な（ある価値が達成されている）状況であっても、(f) で指摘されるように社会的に最適な状況が実現しない、という意外性を示しているからである。行為者の知識を、非現実に感じられるほど完全であるものに設定することで、「人知に関する理想的な仮定をおいたにもかかわらず、秩序が実現しない」という秩序の問題の根深さを、囚人のジレンマ状況は表現している。ここで、合理的選択理論を用いた秩序の考察は規範的なものと理解されるときに、経験論的な場合にもつ基本的な難点を回避し、大きな意義をもつ、と考えることができるだろう。合理的選択理論を用いた秩序問題の研究の多くが、客観的に完全な知識を備えた行為者の合理的な選択、という非現実的とも考えられ得る仮定を保持してきた理由は、実はここにあるのではないだろうか。

4　価値論的秩序問題と規範的社会学

4・1　経験論的秩序問題と正義論的秩序問題

適切にも盛山自身別の論文で、秩序問題を適切に探求するために、「経験論的秩序問題」と「正義論的秩序問題」の二分化を導入し、研究者がいかなる意味において秩序の問題を扱っているのかを明確化すべきだ、と提案する。[26] 以下のように整理することができる。

経験論的秩序問題とは、経験的世界に「秩序」を想定し、「それがいかにしてそのような秩序として成立しているのか」と問うことである。現象のどの部分、どの側面に「秩序」を見いだすかということそれ自身が観察者にとって探求課題であり、秩序のバリエーションには無数の可能性がある。正義論的秩序問題とは、「何がよい秩序であるのか、それはいかにして可能か」という問いである。経験論的秩序問題と正義論的秩序問題とを峻別することが、秩序問題へのアプローチを現在の混乱から脱出させるために不可欠である。そして、合理的選択理論は経験論としてみると、本稿3・2で整理したような欠陥をまぬがれないけれども、正義論としてみると有用な知見を提供している。以上のように主張する。

正義論的秩序問題は二つの問いからなっており、これを同時に扱うことは困難であるので、ここでは「設定されたよい秩序はいかにして可能か」という問いに限定して議論を行ない、「何がよい秩序であるか」という問いをめぐっては、次の小節で議論することにす

る。第3節で行なった分類に従えば、経験論的秩序問題は、（1）実証の意味での秩序の考察であり、正義論的秩序問題は、（3）規範的一般モデルの意味でのそれである。盛山の二分法では、（2）経験的一般モデル化が経験論と正義論のどちらにあたるのか、明確ではない。一般性、抽象性の高いモデルは、経験論的にも正義論的にも解釈できるのであり、モデル構築の具体的な作業そのものの中には、二つの区別は反映されない。

例えば、囚人のジレンマの解決のために、この状況において行動選択後に二人の立場が交換されることがあるという不確実性についての知識と、行為者が相手の選好を推測するという「共感」とを導入するモデルを、研究者が思いついたとしよう。このモデルが上手に構築できるなら、経験論的秩序問題への一つの解答として立場の交換の可能性や共感が問題状況にどのように作動するのかを鮮明に描くことができるだろう。また正義論的には、制度の不確実性や共感という人間の能力を、秩序という価値の成立のための必要条件や十分条件であることを示すことができるかもしれない。いずれの場合も、立場の交換や共感といった、それと対応する経験的事象をもつ概念を導入することは一向におかしくない。秩序問題の解決のヒントは多くの場合、営まれている現実の生活の中に存在しているので、それらのヒントの定式化と導入という作業は、経験論でも正義論でも違いはない。さらに言えば、正義論上の問題であっても、社会生活が現実にいかに営まれているかに関する探求は極めて重要なのである。

このように秩序問題の二分化の提案は、経験論的モデルと規範的モデルの形式上の違いや、モデル構築の手続の違いを述べているのではない。批判と返答という研究者間の議論を適切に行なうためにはその議論の場でどちらの意味での秩序問題を扱っているのかを明確にすべきだ、という主張なのであり、その意味で傾聴すべきだと思われる。

では正義論的な問いは社会学においてどのようにして可能であるのだろうか。この点については何も語られていないため、正義論的秩序問題にどのように取り組むことができるのかに関しては、不明なままとなっている。以下でその点について考察しよう。

4・2　価値論的秩序問題

まず、正義はあらゆる価値概念を代表する言葉ではないので、正義論的秩序問題は、むしろ「価値論的秩序問題」[27]と呼ぶ方が適切であると思われる。正しい行為を行うよりも諸個人は欲求を最大限に充足してよい、ということも一つの価値であり、いわゆる正義論的秩序問題の中では、正義以外の価値も研究対象として同様に取り扱われるからである。[28]

さて、秩序問題を再度整理しよう。秩序問題についての議論はあえて二つに大別するなら、次のようになると考えられる。一つは現実の社会状態のある側面を事後的に秩序として想定し、「それがどのようなメカニズムで成立しているのか」と問う、経験論的秩序問題と呼べるものである。もう一つの議論は、一定の理念的な価値基

準に照らしてみることで設定される秩序が論理的に成立可能かどうかを扱う、価値論的秩序問題とでも呼ぶべきものである。

秩序問題は本来的に個人と社会の関連の在り方をめぐって問われたものである。したがって価値論的秩序問題も、近代社会において重要視されていると考えられる個人主義的価値を前提として、その他の諸価値との論理的な両立可能性を問うことが中心的課題となるだろう。

ホッブズの秩序の問題は、価値論的なものと解釈すると、ホッブズが想定した「よい」社会状態＝諸個人が権利の一部を譲渡して成立する平和な社会状態は、自由で合理的な個人を仮定した場合に論理的に導出可能だろうか、という問いになる。合理的選択理論は個人主義的仮定を保持することにより、このような価値論的秩序問題に対して非常な有効性をもつことになる。そしてこの場合には、それのもつ経験論的難点は回避されているのである。

囚人のジレンマ状況を価値論的に解釈するなら、「諸個人は状況を考慮しながら自らの選好の最大限の実現を図ってよい」という個人の行動に関する規範的命題と、「諸個人が全員一致でより選好する社会状態はよい」という社会に関する規範的命題の整合性を問うている。また、民主制の不可能性定理は、本来的に価値論的な目的が強調されてきた議論である。この問題は「諸個人は社会状態に関してどのような選好をもってよいし、それを表明してもよい」という個人主義的価値を背景とする規範的命題と、「社会的決定制度は一定の性質を備えていなければならない」という規範的命題の整合性を問うているのである。

本稿でははじめに、規範科学の基礎的課題を価値理念の構造分析であるとした。これまでに述べたように、価値論的秩序問題は複数の規範的命題間の論理的整合性を考察しているのであり、明らかに規範科学上の問いである。秩序問題が社会学の根本問題であり続けている事実は、規範的社会学の研究が価値論的秩序問題の考察というかたちで、既に社会学理論において重要な位置を占めていることを示していると言えるだろう。

4・3　社会学と価値論的問題

最後に価値論的問題を社会学において扱っていく上で確認しておくべき幾つかの要点を、簡単にではあるが述べておきたい。

秩序問題に関する研究は、例えばホッブズの解答が社会契約という歴史的事実でない仮想的な状況設定をもって行われたように、経験論的な問題としてより価値論的問題として解釈する方がむしろ自然である場合も多いように思われる。しかし社会学においてはこのような解釈は避けられてきたし、また本稿のように「価値論」という語を用いることは多くの研究者にとってやや抵抗を感ずるものであると推測される。その理由は実証科学たる社会学が、M・ヴェーバーが示したように[29]事実的判断と価値判断を区別した上で、経験的事実の解明を第一の目的としていることにあると思われる。しかしながら、ヴェーバーが価値議論すなわち「価値判断の科学的な取り扱い」を社会科学の基本的な任務としたことも周知のとおりである。[30]

様々な価値理念の闘争においてどの価値理念が真であるかを経験科学によって容易に決定できないのは当然であるが、価値理念を内的矛盾の基準に照らして吟味することも社会科学の重要な課題である。われわれが考察してきた規範的社会学の課題である価値理念の構造分析は、ヴェーバーの観点からも否定されておらずむしろ基本的な課題とされているのである。

しかしまた、われわれがここまでに例示に用いてきた価値理念が、研究者の背景にある近代主義イデオロギーに基づいており、その意味で価値負荷的なものにすぎないという、階級利害還元論的な問題の指摘が予想される。これに対しては、ある価値についての「規範的主張を論破しようとするなら、主張者の意識的・無意識的な「動機」を暴くのではなく、その主張の内容に対する反論となり得る「理由」を示さなければならない」[31]と答えておこう。その理由を示そうとする営為は、対立的な価値の提示しているという点で、価値の構造分析への参加を既に意味しているのである。

最後に、詳述できないが規範的社会学の理論の適切さの基準つまり価値理念の正当性を判定するための重要な一つの方法を確認しておこう。本稿ではこの点に関して既に「整合説」という立場を明示せずに取ってきた。これは現代アメリカの政治哲学者ジョン・ロールズにより、彼の提示する正義概念の正当化の際に採用されている。

ロールズは次のように述べる。「われわれは、状況に関する弱い仮定から始め、選択される原理と確信が十分に一致しないなら、ときには初期状況の説明を改め、ときには判断を撤回させるというように、ゆきつもどりつすることによって、慎重な判断に一致する諸原理を産み出す初期状況を確定することができる。このような方法を、内省的均衡（reflective equilibrium）と呼ぶ」[32]。われわれは完全に自明な規範的命題をとりあえずもっていない。よって望ましさについての直観的判断をもとに、規範的命題間の整合性を順次検討していくことにより、議論を説得力のあるものにしていくという方法を採用していく他はないと思われる。研究の手順としてはじめからすべての仮定を置くことはしない。例えば合理的な個人と序数的な選好の仮定のように、幾つかの条件を問題関心に応じて仮定することから出発する。適当な条件をおくことではじめに予想していた価値原理が導出できるかもしれない。しかしそれは仮定した諸条件間の論理整合性を示したという意味にすぎないことに注意が必要である。内省的均衡に従った検証を行なうとき、原理のインプリケーションはわれわれのもつ重要な常識との思わぬ齟齬を示唆するかもしれない。その場合研究者は、条件を拡張したり、理論の定義域を制限したりして、原理と常識との整合化を図るのである。さまざまな望ましさとの整合性が多くなるほど、規範的原理の正当性や説得力が高くなるとするのが、整合説の立場である。

5　結語

以上本稿では、価値論的秩序問題が個人と社会との間にある対立する諸価値をいかにして両立させるかという問題であり、規範的社会学の主要な課題となっていることを論証してきた。

ここでいま規範的社会学上の具体的な探求を展開していくことができると考える。諸価値の定義が正しくその矛盾が論理的に正しいなら、現実の社会においても同時にそれらの価値を実現することはできないことになり、その場合にはモデルの仮定に何らかの緩和、修正が必要となる。例えば、囚人のジレンマ状況や民主制の不可能性定理において、行為者や投票者が他者の選好に対して想像力を働かせ、共感を感じる、という解決法はどうだろう。当初のモデルで前提としていた人間観を拡張することにより、帰結する社会状態はどのようになるのであろうか。問題の具体的な解決法については今後の課題としたい。それが個人主義的仮定の自然な拡張であるかは、現実にわれわれが持っている価値観（認識）に依存することになるのである。

（本研究は平成七年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。）

注

（1）ここでは社会政策学を、国家の対労働者政策（ドイツにおけるSozialpolitik）という意味ではなく、どちらかといえば国民社会の福祉実現政策（イギリス流のsocial policy）に近いイメージで用いており、その場合には特に社会政策学や政策科学の目的をこのように捉えることは一般的である。足立幸男『政策と価値』一九九一年、ミネルヴァ書房、平井宜雄『法政策学 第2版』一九九五年、有斐閣 を参照。また、社会学における社会政策分野の位置づけについては、富永健一『社会学原理』一九八六年、岩波書店、五四－五五頁を参照。富永の位置付けもほぼ同様である。

（2）塩野谷祐一『価値理念の構造』一九八四年、東洋経済新報社、八－九頁。

（3）ケネス・J・アロー（長名寛明訳）『社会的選択と個人的評価』一九七七年、日本経済新聞社、九頁。

（4）T・パーソンズ（稲上毅・厚東洋輔・溝部明男訳）『社会的行為の構造』一九七四－八九年、木鐸社、第一巻、一四八－一五七頁。

（5）同書、一四六頁。

（6）同書、一五一頁および一五六頁。

（7）同書、一〇〇頁。

（8）同書、一五四頁－五五頁。

（9）同書、七九頁。

（10）本稿では、パーソンズの長い理論的研究史のうち、その初期に持たれていた秩序概念に関してのみ言及している。パーソンズの秩序問題はその後の展開を有していることを見落としてはいけないだろう。この点に関しては、厚東洋輔「パーソンズと「社会秩序」の問題」『思想』一九七〇年一〇月号、二三－三八頁を参照のこと。

（11）志田基与師・永田えり子「個人主義的社会理論の根本問題」一九八七年、言語研究会報告、四頁を参照。

（12）Runciman, W. G., and A. K. Sen, 1965, "Games, Justice and the

General Will," *Mind*, 74:554-62. が古典的研究である。研究の展開については、久慈利武「秩序問題への個人主義的アプローチ」盛山和夫・海野道郎（編）『秩序問題と社会的ジレンマ』、一九九一年、ハーベスト社、三五―六〇頁を参照。

(13) 鈴村興太郎『経済計画理論』一九八二年、筑摩書房、佐伯胖『「きめ方」の論理―社会的決定理論への招待』一九八〇年、東京大学出版会を参照のこと。

(14) 正確には、弱順序。弱順序とは、反射性、連結性、推移性という三つの性質を満たす二項関係である。

(15) アロー、前掲書、四六頁。

(16) 佐伯、前掲書、八〇―八二頁。

(17) 志田基与師「社会的選択理論の社会学的意味」『金沢大学文学部論集 行動科学科編』第八号、一九八八年、八三―一〇七頁 を参照。

(18) パーソンズ、前掲書、第一巻、二九頁。

(19) 同書、三〇頁。

(20) 志田基与師・永田えり子 「制度の社会契約論」、盛山和夫・海野道郎（編）『秩序問題と社会的ジレンマ』、一九九一年、ハーベスト社、七五頁。

(21) ここでの定式化は、盛山和夫「合理的選択理論の限界」『理論と方法』第九号、一九九二年、五頁に依拠している。だが、盛山の記述には幾つかの矛盾する点や異論が予想される部分があり（特に記述公理と制約条件の問題に関して）、本稿では独自の表現を与えている。しかし後に検討するような批判点を隠してしまうような変更ではない。

(22) 例として期待効用値などが考えられる。

(23) 前節の民主制の不可能性定理は、「選好を表明する」ということを諸個人の行為であるとみなしたとしても、理論のなかに関数 c_i が書き込まれていないので、ここで定式化した意味での合理的選択理論に含めることができない。

(24) 盛山 前掲論文。

(25) また、間々田孝夫は、行動の予測、説明についての有用性という観点から、合理的選択理論の限界を指摘している。間々田孝夫『行動理論の再構成』一九九一年、福村出版、第二部を参照のこと。

(26) 盛山和夫「秩序問題の問いの構造」、盛山和夫・海野道郎（編）『秩序問題と社会的ジレンマ』、一九九一年、ハーベスト社。

(27) 価値論（theory of value, axiology）については、栗田賢三・上山春平（編）一九七一年『岩波講座哲学9 価値』、岩波書店 を参照。

(28) 正義論的秩序問題をテーマにした研究としては、土場学「自生的秩序と個人主義的秩序―ハイエクの自生的秩序論における正義論的秩序問題―」『社会学評論』四六：一、一九九五年、二―一五頁がある。そこでは、「正義論的」の訳語として normative が当てられている。これまでの本稿の考察からは、normative という語は多義的で、明確に概念規定を行なわないと議論を混乱させるように思われる。

(29) マックス・ヴェーバー（祇園寺信彦・祇園寺則夫訳）『社会科学の方法』一九九四年、講談社学術文庫、一三―四二頁。

(30) 同書、一六―二一頁。

(31) 井上達夫『共生の作法』一九八六年、創文社、八頁。

(32) ジョン・ロールズ（矢島鈞次 監訳）『正義論』一九七九年、紀伊国屋書店、一五―一六頁。

参考文献

足立幸男 一九九一年 『政策と価値―現代の政治哲学―』、ミネルヴァ書房.

Arrow, K. J. 1963 *Social Choice and Individual Values : second edition*, Yale University Press. ＝一九七七年　長名寛明　訳『社会的選択と個人的評価』、日本経済新聞社.
土場　学　一九九五年　「自生的秩序と個人主義的秩序－ハイエクの自生的秩序論における正義論的秩序問題－」『社会学評論』四六巻一号通巻第一八一号.
藤川吉美　一九九四年　『正義の研究1　規範科学の基礎－認識論的・価値論的・方法論的基礎－』、成文堂.
福武　直　一九四九年　『社会科学と価値判断』(『福武直著作集　第一巻』所収、東京大学出版会).
平井宜雄　一九九五年　『法政策学』第2版、有斐閣.
井上達夫　一九八六年　『共生の作法－会話としての正義－』、創文社.
加藤　寛・中村まづる　一九九四年　『総合政策学への招待』、有斐閣.
厚東洋輔　一九七〇年　「パーソンズと「社会秩序」の問題」、『思想』一九七〇年一〇月号、二三－三八頁.
栗田賢三・上山春平　編　一九七一年　『岩波講座哲学9　価値』、岩波書店.
黒田　亘　一九九二年　『行為と規範』、勁草書房.
間々田孝夫　一九九一年　『行動理論の再構成－心理主義と客観主義を超えて』、福村出版.
丸尾直美　一九八八年　『入門経済政策』、中央経済社.
Mueller, Dennis C. 1989 *Public Choice II*, Cambridge University Press. ＝一九九三年　加藤寛　監訳『公共選択論』、有斐閣.
長尾龍一・田中成明　編　一九八四年　『現代法哲学1』、東京大学出版会.
Parsons, Talcott 1937 *The Structure of Social Action : A Study in Social Theory with Special Preference to a Group of Recent European Writers*, McGraw Hill. ＝一九七六年　稲上毅・厚東洋輔訳　『社会的行為の構造・第1分冊・総論』、木鐸社.
Rawls, John 1971 *A Theory of Justice*, Harvard University Press. ＝一九七九年　矢島鈞次　監訳『正義論』、紀伊国屋書店.
佐伯　胖　一九八〇年　『「きめ方」の論理－社会的決定理論への招待』、東京大学出版会.
盛山和夫　一九九一年　「秩序問題の問いの構造」、盛山・海野（編）『秩序問題と社会的ジレンマ』、三－三三頁.
――――　一九九二年　「合理的選択理論の限界」、『理論と方法』第一二号－二三頁.
盛山和夫・海野道郎　編　一九九一年　『秩序問題と社会的ジレンマ』、ハーベスト社.
志田基与師　一九八八年　「社会的選択理論の社会学的意味」、『金沢大学文学部論集　行動科学科編』第八号八－一〇七頁.
志田基与師・永田えり子　一九八七年「個人主義的社会理論の根本問題」、言語研究会報告.
――――・――――　一九九一年　「制度の社会契約論」、盛山・海野（編）『秩序問題と社会的ジレンマ』、六一－一〇一頁.
塩野谷祐一　一九八四年　『価値理念の構造－効用対権利』、東洋経済新報社.
鈴村興太郎　一九八二年　『経済計画理論』、筑摩書房.
太郎丸博　一九九四年　「ゲーム理論による秩序問題の考察－個人主義的アプローチの三類型－」、『ソシオロジ』第三九号三－二二頁.
富永健一　一九八六年　『社会学原理』、岩波書店.

The Fundamental Framework of Normative Sociology —Through Value-Theoretic Interpretation of the Problem of Order

Makoto TODOROKI

The aim of this paper is to propose a form of normative sociology, in other words, the normative scientific study in sociology. First, I will define the normative science. Second, I will claim that the problem of order in sociology is not only important as an empirical problem, but also can have academic significance effectively when it is taken as a justice-theoretic and value-theoretic problem. And I will also claim that if we adopt this point of view, we can say that the normative sociology has already been dealt with extensively in the form of study on the value-theoretic problem of order.

As known well, the problem of order has always been noticed in the history of sociology as the theme which expresses the form of relation between individuals and society most effectively. Recently, by using a mathematical approach, the problem of order has been analyzed and formulated with more logical accuracy like in other problems of sociology. Especially, the rational choice theory and the social choice theory are used positively in studies on the problem of order since they are expected to have potentiality for explanation of generation of order or institution. However, there are theoretical criticisms which can be said to be fundamental in some sense and there seems to be no answer to them.

In this paper, I will admit that the study on the problem of order which is based on the fundamental idea of the rational choice theory or the social choice theory has some problems if we take it as empirical. However, if we take it as value-theoretic. I will claim that we can find it as significantly effective in sociological theory. Moreover, through this demonstration, I will try to clarify the central problem of normative sociology.

Key Words

normative science
problem of order
theory of value
rational choice theory
social choice theory